平成２４年（フ）第１００号
岩手県花巻市東和町土沢２区175番地
破産者　平野　悦子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９２号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目１番３号ミサワホームＡＰＡ棟101号室、申立時の住所岩手県奥州市江刺区愛宕字海老島120番地
破産者　菊地　　透
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第９８号
神奈川県横須賀市林５丁目１番13号　第２コーポ千葉101
破産者　岩橋　　毅
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３２４号
兵庫県西宮市荒戎町３番６号
破産者　安藤邦江こと　安藤　邦江
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目20番１号、前住所大阪府豊中市蛍池東町４丁目14番26―202号
破産者　永吉　光雄
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４６号
愛媛県松山市森松町415番地７
破産者　鴻上　憲昭
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
長崎県諫早市福田町38番70―201号　石丸ハイツ、前住所長崎県諫早市永昌東町９番26―703号
破産者　山田　高子
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１号
熊本県八代市千丁町古閑出2624番地７
破産者　中川　　武
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１０８号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
破産者　田村　英俊
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２６７４号
大阪市港区夕凪１丁目７番16号
破産者　株式会社ワコーマシナリー
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月31日午後３時30分
平成24年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７５号
大阪市港区波除４丁目１番14―902号
破産者　山田　謙二
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月31日午後３時30分
平成24年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１７号
大阪府茨木市末広町２番５号
破産者　濱上　隆司
1　破産債権の届出期間　平成24年12月21日まで
2　一般調査期日　平成25年１月21日午後３時30分
平成24年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３３号
大阪市東住吉区南田辺５丁目９番15号、住民票上の住所京都市左京区鹿ケ谷桜谷町127番地
破産者　安藤　　岬
1　破産債権の届出期間　平成24年12月25日まで
2　一般調査期日　平成25年２月13日午前11時
平成24年11月22日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１号
長崎県佐世保市田原町16番44号
破産者　オリエンタル興産株式会社
1　期日　平成24年12月21日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月21日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０７２号
東京都台東区駒形１丁目４番18号
清算株式会社　ミクス株式会社
代表清算人　高野　健治
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０７５号
東京都千代田区神田須田町１丁目７番地８
清算株式会社　株式会社ＳＨ・サービスサプライ
代表清算人　豊田　康裕
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０２２号
大阪府枚方市春日野１丁目３番16号
清算株式会社　株式会社小川鉄工
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１０号
福井県吉田郡永平寺町松岡上合月第７号37番地
清算株式会社　坂井不動産土地管理株式会社
代表者代表清算人　前川　政人
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が生じ、又は発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者の協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福井地方裁判所民事部